

## 「空き家活用等マッチング制度」の現在の対応状況

## 1 登録受付件数 1件（平成29年3月7日現在）

## ①1月25日受付

## ・ 空き家所有者登録

- ⇒ 一戸建て住宅、木造2階建て、平成3年築（新耐震建築物）  
2月3日に現地調査、登録可  
2月7日登録済

## 2 事前相談件数 7件

## ①1月25日

## ・ 空き家活用等希望者からの事前相談

- ⇒ フェイスブックやツイッターを通じて茅ヶ崎の魅力を発信していることを目的とした利活用をしたい。  
インタビューの撮影場所兼機材置き場として利活用希望  
登録に必要な書類（事業計画含む）を提示のうえ内容説明

## ②2月2日

## ・ 空き家所有者からの事前相談

- ⇒ 2戸長屋2棟、木造2階建て、平成4年築（新耐震建築物）  
現在は市場に流通させているので登録はできないが、今後状況に応じて登録申請予定。

## ③2月7日

## ・ 空き家活用等希望者からの事前相談

- ⇒ 防災活動の拠点として防災カフェ等の利活用希望  
登録に必要な書類（事業計画含む）を提示のうえ内容説明

## ④2月10日

## ・ 空き家活用等希望者からの事前相談

- ⇒ がん患者が集えるカフェ等の利活用希望  
登録に必要な書類（事業計画含む）を提示のうえ内容説明

**⑤2月10日**

・ **空き家活用等希望者からの事前相談**

- ⇒ NPO 法人湘南スタイル利活用希望  
登録に必要な書類（事業計画含む）を提示のうえ内容説明

**⑥2月20日**

・ **空き家活用等希望者からの事前相談**

- ⇒ 子育て支援施設（学童）として利活用希望  
社会福祉法人での活用希望のため、制度説明及び登録に必要な書類（事業計画含む）を提示

**⑦3月7日**

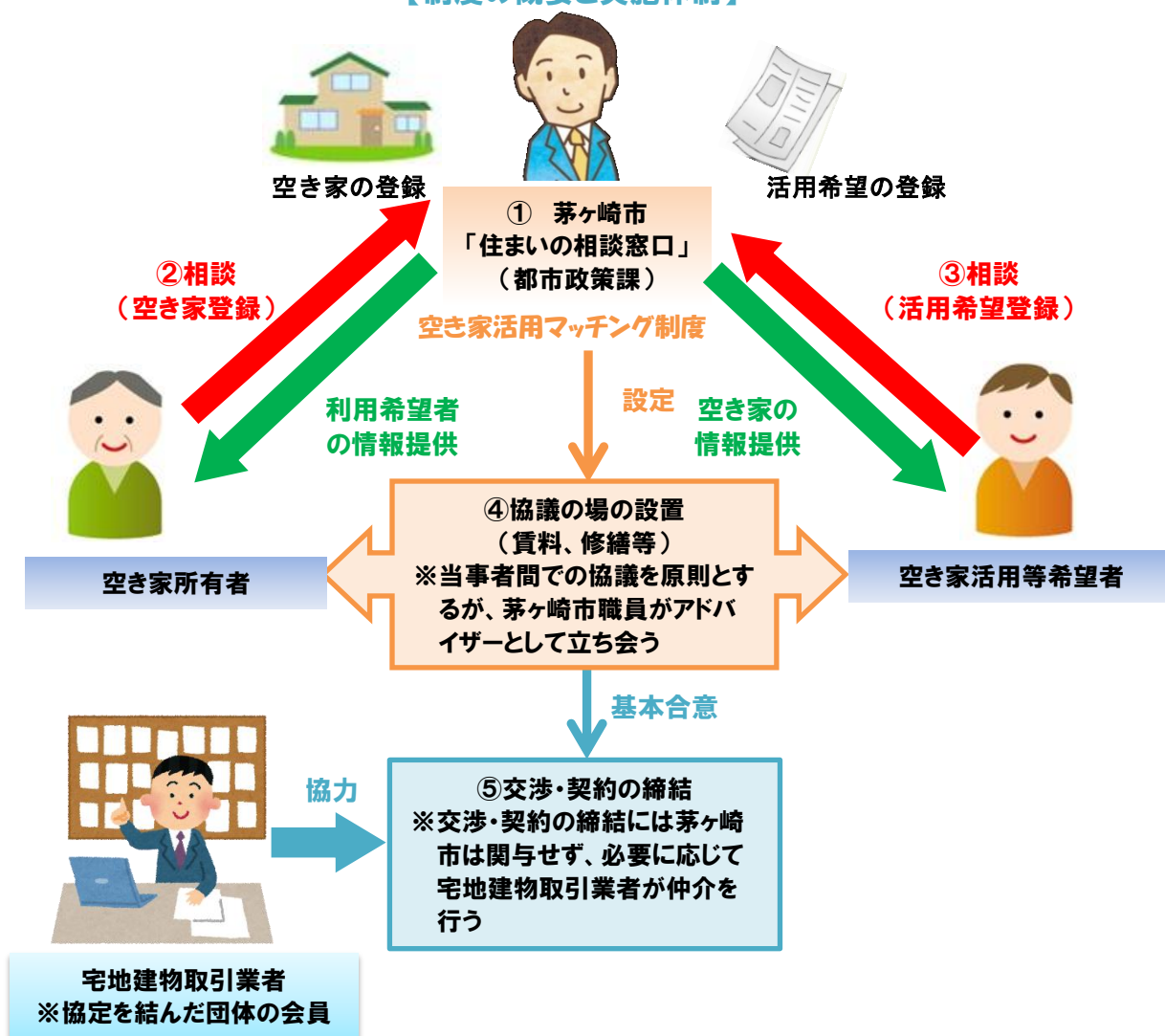
・ **空き家活用等希望者からの事前相談**

- ⇒ 子ども食堂として利活用希望  
NPO のため、制度の概要及び必要書類を説明

# 茅ヶ崎市空き家活用等マッチング制度 創設のお知らせ

茅ヶ崎市では、空き家を地域の資源と考え、「市場に流通していない空き家や借り手のつかない空き家等の所有者」と「地域等の活性化や課題解決を図りたいと考える空き家活用等希望者」をつなぐ事により地域の活性化を図ることを目的として、「茅ヶ崎市空き家活用等マッチング制度」を創設します。

## 【制度の概要と実施体制】



## 問い合わせ先

受付場所: 茅ヶ崎市役所 本庁舎3階 都市部 都市政策課  
(茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号)  
受付時間: 月～金曜日(祝日・年末年始を除く)8:30～17:00  
電話: 0467-82-1111(内線 2344) FAX: 0467-57-8377  
メールアドレス: toshiseisaku@city.chigasaki.kanagawa.jp

◆制度の開始時期:平成29年1月25日～

◆制度の運用に関するルール

- ・空き家所有者と空き家活用等希望者の中で基本合意が得られた場合、茅ヶ崎市が協定を締結している、以下の2団体の会員企業に契約締結の協力を依頼することが可能です。

(公社)神奈川県宅地建物取引業協会湘南支部

(公社)全日本不動産協会神奈川県本部湘南支部

- ・「茅ヶ崎市空き家活用等マッチング制度」に登録できる空き家や希望者の要件は以下の通りです。詳細については、下記HPを参照下さい。

URL : <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/machidukuri/1018706/index.html>

◆登録できる空き家の要件

(所有者の要件)

- ・登記済みの空き家の所有者であり、空き家活用等マッチング制度のルール等に同意することが条件となります

(建物の要件)

- ・茅ヶ崎市内にある「一戸建て住宅」で建物が全て使用されておらず、大規模な修繕が無くても活用できること
- ・営利目的での売却・賃貸の募集を行っておらず、登録後2年以内に売却・賃貸予定が無い空き家 等

◆登録できる空き家活用等希望者の要件

(活動団体の要件)

- ・茅ヶ崎市内の非営利団体であり、空き家活用等マッチング制度のルール等に同意することが条件となります

※個人での活用はできません

(活動の要件)

- ・持続可能で地域の活性化を図る取り組みであり、法に抵触せず、近隣住民に配慮した活動であること
- ・その他、活動する建物や敷地等の維持管理に努めること 等

【空き家活用のイメージ】

【誰も居住していない空き家】



【地域活性化に向けた空き家の活用】

